

沖縄国際大学 沖縄法政研究所

第7回講演会

2004年から2005年3月末まで沖縄県内で「沖縄電子手形実証実験」が行われた。

沖縄法政研究所では2005年12月29日（午前9時～10時半・沖縄国際大学3号106号室）、大野祐輔氏（経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐・当時）に、政府、県、地元銀行、地元企業等が多数参加したこのプロジェクトの概要と成果、それを受けた我が国のIT立法の道筋と今後の経済・金融へのインパクトなどを解説してもらった。

『沖縄電子手形実証実験と沖縄発のIT立法』

～新法「電子債権法」の制定を目指して～

前経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐

大野 祐 輔

（現東京地方裁判所判事補）

I 講演の概要

おはようございます。経済産業省経済産業政策局の大野でございます。本日は法学部の学生の方が中心だということですので、法律一般の話をまずさせていただきたいと思います。そして、昨年、経済産業省が沖縄で実施した実証実験の内容を皆様に御説明させていただいて、沖縄でどういう法律のためのどんな実験がされたのかということ、この機会に御紹介させていただきたいと思っております。

法律を勉強致しますと、非常に抽象的な勉強をしているという思いになり、法律自体がもう既に六法全書の中にあるもので全然変わらないものだということを前提に勉強されているかと思えます。かたやテレビを見るとテレビの向こう側で、国会だとか役所だとかが法律を作るという政治等の動きも見ておられると思います。今

日はそういうことをできるだけ整理して御説明をさせていただいて、法律を勉強するというを少し具体的な形で分かっていただければと思っております。

私は電子債権法の検討・立案の担当をしております。電子債権法（仮称）というのは、単純に言いますと、民間企業が政府から電子債権管理機関の認定を受け、そこで管理するデータベース（電子債権原簿）に様々な金銭債権情報を登録するという仕組みでして、登録することによって権利が発生・譲渡・消滅するという体系の新しい法制を作るというのが、この電子債権法でございます。この電子債権法をこれから作るに際して、沖縄で昨年度から今年にかけて実証実験をさせていただいたということでございます。電子債権法という、これから我々が作ろうとしている法律の内容と、そういう新しい動きを通しまして、法律というのはどういう手順で出来ていくのかということも御説明させていただければと思っております。

今日は、まず、前提となる知識、法律とか金融とか国の仕組みというのを簡単に御説明させていただきたいと思えます。その次に我々経済産業省や法務省が電子債権というものを検討するに至った背景、我が国の経済・金融の現状について御説明させていただきます。そして、立法事実、法律を制定するに至る具体的な事情というのを説明させていただきます。最後に、その立法事実を抽出するにあたって沖縄で多くの企業の方に参加いただいて行った実証実験の内容の説明をさせていただき、これからの法律の制定のスケジュールというものも併せて説明したいと思っております。

Ⅱ 前提知識 ～法律ができる仕組み

皆さん、高校生くらいの時に習った話になるかと思いますが、今日の話の前提となる情報・知識を御説明させていただきます。この点がないとなかなか法律を作るという意味がお伝えできないかなと思えます。

憲法をお読みになられたことがあると思うのですが、我が国の仕組みはすべてその憲法に基づいて作られることになっておりまして、憲法はまさに国家の基本法ということで、すべての法律の源泉ということになっています。また、その憲法に基づきましてすべての権力が大きく立法と司法と行政、そして地方公共団体に分割的

に委ねられている仕組みになっています（三権分立）。また、国民が選挙に基づいて選んだ国会議員が法律を作って、それによって国を作っていくという仕組みになっています（国民主権）。我々経済産業省というのはその中で「行政」に属しております。先ほど御紹介いただきましたけれども、経済産業省に出向する前に私自身は裁判官をやっておりました。それは「司法」というところを担当させていただいたわけですが、この三権分立ということは憲法の中に規定されておりますが、すべての権力を一元的に管理するものを設けずに、この三つの権力に分けて分割統治するというのが基本的な仕組みとなっております。

「立法」というところで法律を作るということになっておりまして、「司法」というところでその法律をあてはめて裁きをする、「行政」というところで法律の運用や実施をするのです。例えば、車の運転をする際に運転免許証をいただきます。これは国家公安委員会、行政の方で免許証というのを発行します。では何故その免許制度ができていくかということ、道路交通法という法律が国会で立法されていますので、この法律にすべてが書いてある。また、スピード違反をされると今度は司法という、二十歳未満の方ですと家庭裁判所、二十歳以上の方ですと、簡易裁判所・地方裁判所に呼ばれて法の裁きを受けるというような形になっているわけです。

二十歳以上ですと選挙権がありますが、その選挙で選ばれた国会議員の多数を構成する与党の方が（衆議院の中で多数の方が）、今ですと自民党が占めておりますが、そこで首班指名を受けた、今ですと小泉総理大臣ですが、その方が内閣を組成されて、すべての役所の長を任命する、こういうような国の仕組みになっております（議院内閣制）。いろいろな役所があり役割分担をしていますが、経済産業省は、我が国の中の経済・通商関係、特許とか、中小企業政策、あるいは資源エネルギー政策などを担当させていただいている役所です。財務省は税とか予算、外務省というのは外交という形で、内閣の持つ行政権能を幾つかの役所に分割しているという仕組みになっております。

また、法律というのは、立法（国会）というところで制定いただきまして、それを行政（内閣・役所）の方で運用させていただく。それでミスとか違反がありましたら裁判所の方でそれをチェックするというのが、国の仕組みになっておりますが、もちろん国以外にも政治の仕組みとしては地方公共団体、県庁などがございまして、

こういうところが地方行政・地方自治を行っています。

これから電子債権法という新しい法律を作るということになると、立法というところで議決をいただきまして、法律を成立させるということが必要です。その際、我が国の場合は、国会議員の方々が話し合っただけで法律の条文を書く作業をするという形には通常はなっておりません。法律の条文を書く作業というのは行政（役所）がやることが多く、行政が作って国会に提出して御審議いただくという、内閣の提出法案の審議・成立の案件が多いのです。その書いた条文を国会議員の先生方に御説明をして御賛同をいただき、その結果、法律になるというのが我が国の仕組みになっております。そういうのを内閣提出法案と言い、逆に議員が提出して成立することを議員立法と言いますが、内閣の提出法案というのがほとんど多数でございます。

次に法律ができて施行されるまでのプロセスを簡単に説明いたします。大きく分けると4つあり、①社会のニーズの調査、②法律の中身の検討・立案、③法律案の国会審議と成立、④施行・適用となります。そして、適用された法律について、また、①から④を経て改正されて、ぐるぐる回って法律が施行・改正されていくということになります。

1つ目の社会のニーズというのは何かといいますと、今の法律だとこういう問題が解決できないのではないか、こういう問題を解決するためにこういう法律が必要であるということです。大学の授業で民法や商法を勉強される際には、既にその法律があるということを前提にしていますが、例えば今の法律ではこういう株式が発行できないとか、例えばこういう会社形態は作れないというような形で、社会の変化の中で現在の法律は常に社会の批判にさらされています。また、国際社会の動きの中で、我が国には法律が欠けているというようなことが指摘されることもあります。そういう社会のニーズが出てきますと、それを新しく法律という形でルール化していくという作業を国でやらせていただくこととなります。もちろん国の法律以外でも地方公共団体の条例という形で、そういうルールを作ることはできますけれども、広く国民に適用するルールは国（国会）で作るということとなります。今回、我々は電子債権という新しいルールを考えるに至りましたが、これにも社会のニーズというのがございます。

次に、社会のニーズが出てきたときに、検討・立案に入ります。検討・立案では、政府のそれぞれの官庁で、概ね私ぐらいの年代からもう少し上ぐらいの課長補佐といった肩書きの方が実働になります。ちなみに、私は北海道の釧路地方裁判所という、日本の一番東の端の裁判所で裁判官をしておりましたが、その後、東京に転勤して司法から行政に移り、経済産業省での検討・立案という仕事に携わるようになりました。検討・立案の際には、海外では同じような法制はあるか、法律を新たに作る以外の対応策はあるか、既存の法律との関係に矛盾が生じないか、あるいは今の法律の改正か、新しい法律を作ることになるのか、法律を作る際にはどのようなルールにするのかということ进行分析いたしまして、その結果、検討結果を法律の条文という形に落としていくという作業（法律案の作成）をいたします。

その後、法律案の国会での審議・成立に入ります。テレビを見ていますと、総理大臣が出てきますが、総理大臣は政府（行政）の中でトップにいます。総理大臣が行政を構成する各省庁のトップである大臣を選び、その大臣が省庁の最終的な意思決定をされるという形になります。法律の検討・立案が終わりますと、こういう法律を作りたいということを省庁内で決め、総理大臣と各省庁の大臣からなる閣議で承認し内閣から国会に法案を提出することになります。国会で法案が成立するためには、通常の場合、衆議院と参議院において国会議員の半数以上の賛成を得る必要があります。そのため、半数を制している政党である与党、つまり自由民主党と公明党が現在の与党でございますが、その与党の方々の賛成をまず得る必要があります。郵政民営化のための法律が今年話題になりましたが、あれは一度参議院で否決されましたが、その後、総理大臣が衆議院を解散し、選挙という形で新しい立法院が作られ、そこで最終的には法案が可決成立されています。やや細かい話になりますが、国会で法律案の審議と議決がされることにはなりますが、実際は委員会主義ということがありまして、予算委員会とか経済産業委員会とか、様々な委員会が各議院の下にありまして、この委員会で実際には御審議をいただいています。そこで可決された法律案が議院本会議で審議され、そこで最終的に可決をしていただき、これが両院で可決されますと、法律が成立することになります。

最後に、法律が成立しますと、細かいルールについては政省令・規則という形でそれぞれの官庁がつくれます。そして、施行されますと、国民の皆様に対してルー

ルが適用されて効力が生じるということになります。効力が生じた内容に何かまた問題がありますとこれを変えていく、というような手順をどんどん回していきます。これが実際に法律をつくるという過程です。

法律を勉強するということは、非常に抽象的で、かつ既定のものと感じられると思いますが、実際はこういう形でいろんな調査をしたり検討をしたりして、最後の最後に国会という形で成立しているものです。法律の中には検討立案に四、五年を要するものもあり、残りの一、二カ月がテレビに出ているような、最終的な国会審議になっているのです。

Ⅲ 前提知識 ～金融について

電子債権の話は金融に大きく関係いたしますので、電子債権の話をするにあたり、次に金融の話を見せていただければと思います。

例えば皆さんが、コンビニエンスストアなどへ行きますと、お金を渡すのと一緒に商品を受け取るというのが通常です。これは、民法でいう売買契約の同時履行ということになります。物と対価の移動を同時にすることが通常ですが、大口の商取引になりますと逆にそういう同時履行はほとんどありません。通常の商売ですと、受注を受けてからお金をもらうまでに相当なタイムラグが生じ、ここに金融というものが入る余地があります。例えばある企業からある機械を5台作ってくださいというような発注を受けるとしますと、5台分の部品を仕入れ、製造する作業に入ります。その際に、最初に機械の代金を頂くことはなく、最初に自分の資金で機械の材料・部品等を買わないといけません。その後何カ月かけて、機械を作りまして、ようやく納品する。納品したら直ぐに支払が受けられるかという、日本の慣習上、普通は二、三カ月間はお金を支払うまでの間に期間を置くことが多いです。これはなぜかといいますと、商品に瑕疵がないかを確認するためということと、もう一つは、実際機械を受け取った人もそれが売れてから初めてお金になって支払えるからということもあります。そして、納品後しばらく待って、代金の支払を受け、最終的に自己資金で買った材料・部品代等の差額について利益が出ます。こういうことが通常の経済活動の順序になっています。

そうすると銀行は何のためにあるかといいますと、まずは企業は設備資金という形で商品を作るための工場の土地・建物とかを銀行から融資を受けて作ります。このときに、融資の担保のために民法に規定のある抵当権を土地・建物といった不動産に設定します。そして、商売の収益の中から融資の元金や利息を払っていきます。こういう融資が設備資金、あるいは長期資金とされています。その長期資金で作った設備に基づいて収入が出ますが、さきほどの例でいきますと、商品の機械を作るのに材料の部品を買うための資金調達も必要になってきます。こういう運転資金が必要になってきますが、これは短期資金といい、また銀行から借りることになります。皆さんが将来、何か事業をやろうということになりますと、銀行から設備資金（長期資金）という形で工場とか店舗のための資金を借り、事業を継続するにあたって部品を買ったり従業員の給料を払ったりするというための運転資金（短期資金）というのでも借りるとするのが通常の金融取引になっています。そして経済取引で利益が出ると、それで設備資金や運転資金を返済していくことになります。

経済活動がうまくいっていますと、利益を得て設備資金や運転資金の返済ができるのですが、皆さんは大学生ということで、平成3、4年ころからのバブル経済の崩壊という出来事があった時期についてご存知ないかもしれませんが、多くの企業に資金が行き渡らない時期がありました。その時期は経済取引や金融取引が停滞し、倒産する人や企業の数が増え始めました。今から4、5年ぐらい前に大阪地方裁判所で当時破産事件の担当をしていたときは、毎週多数の人の破産事件で審尋というのをしていました。ようやく頭打ちになってきておりますが、どんどん破産者が増えていくような時代というのがつい最近まで実際にございました。設備資金や運転資金が銀行から企業に回っていかない、あるいは企業が資金の返済をできないというような事情になっていました。そこで、どうすればその状況の中でそれを打開できるかということが、日本の経済・金融の大きな課題となったのです。

Ⅳ 電子債権の検討の背景事情① 中小企業金融の円滑化

それでは、電子債権法という新しい法律を作ろうと考えるに至った具体的な背景事情を説明いたします。バブル経済崩壊以降の金融状況について統計に従って説明

いたしますが、皆様は様々な統計データを教科書や新聞で目にすると思いますが、統計データは、法律を作ったり、政府の政策を作る際には常に非常に重要な役割をもっています。

例えば、我が国企業の金融機関借入額を示す、国内銀行の企業別貸出残高の推移（日本銀行「貸出先別貸出金（企業規模別）国内銀行」）によれば、1993年には総額で416兆円の国内銀行貸出残高がありましたが、19年後の2002年ではその金額が317兆円に減少しています。統計的には10年間で企業の借入が2割減少したことを示しています。特に企業規模別で見ますと、企業の中でも中小企業の借入残高の減少が著しく、10年間で261兆円から199兆円に減少しており、中小企業ではおよそ3割の融資の減少がおこったこととなります。これらの借入・融資の残高減少により、その分企業に資金が回らなくなっており、企業が倒産し失業者が世の中に出ていたということともつながっています。

実際、中小企業に対して「貸し渋り」とか、「貸しはがし」という形で金融機関が融資をしなかったり、融資を回収したりというような状況があったと言われていいます。金融機関は、企業から設備資金を回収するため、例えば抵当権を実行して、不動産を裁判所の競売手続（担保権実行手続）によって売却するというようなことをしたり、あるいは、運転資金を融資しなくなるというようなことが行われました。そうしますと、企業は受注・仕入れ・生産・納品といった経済活動ができなくなり、その企業は倒産することになります。銀行から借りられなかった企業はどうなるかといいますが、20%から30%程度までの高金利の商工ローン会社に融資を求めようになり、そういう高利貸しのノンバンクが非常に厳しい取り立てをするということで社会問題（商工ローン問題）になりました。実際、高利貸しで返済できなくなった中小企業の経営者が自殺するということもあり、自殺をしてもその家族に対する請求も行われました。民法の相続の規定にありますように、限定承認や相続放棄といった手続をしない限り、負債はすべて相続される仕組みになっています。実際、高利貸しが自殺した経営者の相続人を相手に貸金返還訴訟を起こすということもございました。

こういう状況の中で、金融機関借入を中心とした我が国金融システム自体に問題があるのではないかとということが指摘されるようになりましたが、当時の政府の施

策は金融機関の不良債権処理を進めるということでした。不良債権処理を進め、銀行に公的資金を注入することで銀行の経営をできるだけ良くし、銀行を健全にさせるという形で我が国金融システムを安定させるということでした。しかし、その反面、「金融システムの安定」の中で多くの企業が倒産していったというのが実際でございました。その際、我が国の持続的な経済成長を目指す経済産業省としては、こういう事態にどういう対応をするべきなのか、とりわけ、中小企業の金融をいかにして円滑にするか、中小企業金融を円滑にするために新しい制度を作る必要があるのではないかということが大きな政策上の課題となっていました。

V 電子債権の検討の背景事情② 手形の減少

企業間の取引における決済や金融の手段として、昔から我が国では約束手形が使われていました。例えば、先ほど説明しましたように納品した後に、支払まで三、四カ月タイムラグが生じるといった場合に、売主が買主から現金をもらうかわりに手形という紙をもらう商習慣が我が国にはあります。手形（約束手形）が頻繁に利用されるということは、世界各国の中でも日本と韓国など、かなり珍しい例だと指摘されています。アメリカでは小切手というのが多いですが、約束手形というのは多用されていません。韓国は日本が占領していた時代があり、日本の法律が輸出されて似ているところがあることから、もしかすると、その関係で日本と韓国が非常に稀に約束手形を多用しているのかもしれませんが、今はあまり勉強する学生も減ったのかもしれませんが、手形が非常に多用されていたため、銀行員になったり、企業に勤めたり、事業を行ったりすると、必ず手形を扱っていたと聞いていますし、大学の授業でも手形法というのがよく勉強されていました。

我が国では、手形はものすごい枚数と金額が使われており、最盛期（平成2年頃）の年間の手形交換金額は5,000兆円程度ありました（全国銀行協会「平成14年版決済統計年報」）。何兆円というと大体どれぐらいなのかがわからないかもしれませんが、例えば、最大手の商社に三菱商事株式会社という企業がございますが、その会社の負債は約2兆5,000億円といわれており、5,000兆円というと非常に大きな金額が世の中で出回っていたということになります。それが平成14年を過ぎた段階で、800兆

円程度に低下していますので、そうすると、実は10年ちょっとの間で手形の交換金額は8割も少なくなったということになります。

それでは、大幅に手形が減少しているのは何故でしょうか。幾つかの理由が指摘できますが、企業の財務管理の効率化が進められたり、経済活動等のIT化が進んだということが挙げられます。多くの企業でコンピューターを使って経済取引を行ったり企業の財務管理がされる中で、紙の手形を振り出すということに対してコスト意識が強くなったということだと思います。手形を利用するには印紙税等のコストがかかりますし、紙ですので保管や運搬にもコストがかかります。また、紛失しますと手形法の公示催告等の手続を取る必要がありますし、他人に善意取得され真実の権利者が財産を失うこともあります。そういった点が、時代の変化の中で使い勝手が悪いということになり、手形法自体は変わってないのですけれども、手形の利用局面というのが大幅に減少していったということだと思います。

そして、手形の決済に代わって銀行の振込が使われました。今までであれば納品したら3カ月後に1,000万円払いますという約束手形を交付していたのですが、その代わりに3カ月後に1,000万円を指定の銀行口座に振り込みますという形になり、手形法上の手形債権から民法上の指名債権の売掛金請求権（売掛債権）というものに法律上の性質が変わりました。

これに対し、中小企業は、今までは受け取った手形を金融機関に割り引いてもらって、直ぐに現金に代えて運転資金の調達に充てていました。例えば、親事業者に納品して1,000万円の手形を受け取った下請企業は、その手形を取引銀行に持っていく、980万円とか970万円で割り引いてもらって、何ヶ月も待たずにその場で現金化していました。実際はこれが手形の最も重要な経済的機能だったのですが、手形がなくなり、割引ができない売掛債権となると、企業はその売掛債権を銀行にはもう持っていけないことになりました。売掛債権は口約束の権利ですので、ある企業に機械を5台納めましたので1,000万円の民法上の請求権がありますと取引銀行に言っても、その請求権を買い取ってはもらえないので、手形の減少により企業が運転資金調達に困っているといったことが言われるようになりました。手形を受け取って銀行に割り引いてもらう、あるいは、受け取った手形をさらに他の企業に対する支払に充てる（これを「回し手形」と言います。）ということが頻繁に行われ、こうい

った企業間で信用のやりとりを行うことを企業間信用と言いますが、我が国では、企業間信用では約束手形（商業手形）の占める割合が大きかったのが、通常の口約束の売掛債権が大きな役割を担うようになったのです。

こういう手形の減少の中で、手形割引により運転資金調達をしていた中小企業に対し、金融の円滑化のために何らかの政策が必要ではないか、企業間信用を金融に活用するために手形割引に代わる新しい金融のモデルを作れないかといったことが大きな政策課題となったのです。これが、電子債権という手形でも指名債権でもない、新しい権利を創設しようと考えた大きな理由です。

ところで、手形の仕組みを簡単に説明しますと、手形は大きく、約束手形と為替手形に分かれます。昔は為替手形も使われていたとかもしれませんが現在ほとんど利用実績がなくて、手形と言えば通常は約束手形のことを指します。その約束手形は、手形法に必要的な記載事項と有害的な記載事項というのがあって、分割ができない、条件をつけることができない、そういう記載のある手形は無効であると定められ、記載される事項が決まっており、金額、振出日、満期日、振出人、受取人といった幾つかの情報しか書けないことになっています。そして、企業は手形用紙にそういう情報を書きこんで振り出し、その後、裏書という形で転々譲渡され、最終所持人が手形を銀行に持参して振出人から取り立ててもらうことになります。銀行は、手形を手形交換所に持ち込んで手形交換をし、振出人の銀行に渡して資金決済をする仕組みとなっています。例えば私が沖縄銀行を取引銀行にして、相手先企業が琉球銀行を取引銀行にしているとして、私が相手方企業の手形を受け取りますと、私は受け取った手形を沖縄銀行に取立ての依頼をします。そして、沖縄銀行は沖縄県銀行協会が運営する手形交換所に私の持ってきた手形を運んでいき、琉球銀行がそれを受け取って持ち帰る。琉球銀行は持ち帰った手形振出企業の当座預金からお金を引き落とし、また、沖縄銀行は私の口座にお金を入金します。各銀行は決められた時間に顧客の手形を一斉に持ち寄り、各銀行のトータルの勝ち負けを決めて、銀行間で資金決済をするというのが手形の決済システムの形になっています。

手形は、手形法上は誰でもどんな書式でも手形を作れることになっていますが、手形の信用度を高めるために、銀行界で統一手形用紙制度が導入されました。銀行で当座預金口座を開設した方に対し、銀行が、その払出票として統一手形用紙の手

形帳を渡し、銀行実務上、その用紙でないと銀行の決済に使えないというルールが作られ、手形は銀行の決済とリンクする形で発展・定着していったと言われていいます。また、手形が資金決済されないことを「不渡り」といいますが、2回不渡りを起こしてしまいますと、銀行取引停止処分という形で、銀行との取引が停止されることから、企業が事実上倒産することになります。日本の場合、企業の倒産は手形の不渡りという形が多く見られます。逆に手形にはそういう支払遅延を防止するような措置がされていることから、銀行はそれを割り引けるということもできたのでしょう。

電子債権という新しい権利を創設しようと考えた場合、これらの手形の持っている様々な機能や役割をどのように考えるかということは最も大きな検討課題となっています。

VI 電子債権の検討の背景事情③ 電子商取引の発展

今までの話をまとめますと、我々が電子債権を考えるに至った理由としては、要するに経済活動が不景気のために鈍化し、金融機能も大幅に低下する中で、中小企業を中心に企業に資金が回らない時代がきたことから、新しい金融のモデルを検討する必要に迫られたこと、もう一つは、企業の財務管理の効率化や経済活動等のIT化が進んできた結果、今まで商業手形というものが重要な役割を担っていたが、その手形自体が大幅に減少する事態が生じたため、手形に代わる企業間信用の活用手段の構築が求められたこと、が挙げられます。

三つ目の背景事情としては、世の中の商取引が電子化していったこと、電子商取引が飛躍的に拡大を続けていることも挙げられます。

企業間の電子商取引は、経済産業省の調査（経済産業省「平成15年度電子商取引に関する実態・市場規模調査」）によれば、平成10年に年間8.6兆円だったのが、平成15年には年間77.4兆円に増えており、今でも拡大を続けていると言われていいます。沖縄の皆さんが何か物を作って県内で売っていたのが、今はインターネットを使ってe-マーケットプレイス（電子商取引市場サイト）で購入を呼びかけると、全国から発注がくる。情報技術の活用によって契約が遠隔地間で瞬時に成立するという

時代が確実なものとなりました。

こういう電子商取引が非常に盛んになり、互いの取引企業の間では、全然会ったことがない、言葉を交わしたこともない、紙の契約書というものを取り交わしたことがない、というような状況の中でインターネット技術を使い、メールやホームページなどで商取引をするということが定着してきました。例えば、拡大を続けているあるe-マーケットプレイスの例でいきますと、マグロを10キロ買いたいというような申込みをインターネットの画面でしますと、各地のマグロ業者の方が様々な条件を書きこんで応募してきます。そこで、申込企業は、サンプルを取り寄せ、良ければそこに発注し、画面の操作で売買契約が成立するというようなことが行われています。インターネット技術によって、必ずしも現在の商売の場所的範囲というものに制約されない時代が来ています。

このような電子化は商取引の中だけに限りません。証券業界では、個人の株式売買代金のうち80パーセント以上をインターネット取引が占めるに至っており、インターネット取引口座は約790万口座、インターネットを経由した株式取引の売買代金は一ヶ月23兆円弱にもものぼっています。また、金融業界においても、インターネットバンキングという、インターネットを使った送金サービスなどが非常に活用されており、インターネットを使って融資契約というのも行われるようになっていきます。情報技術が飛躍的に進化し、それに基づく新しい取引社会が作り出され始めているというのが現状になっています。こういう変化が経済活動に影響を及ぼす、情報技術の活用が社会の商慣習あるいは金融の仕組みに対して変化を促しているというような事態が顕れていると思っています。

さて、商取引が電子化されると代金の支払等はどうなるのでしょうか。商取引は電子的にやったが、その後は紙の手形のやりとりをするということも例はありますが、通常は決められた期日に送金するという形になります。そうすると、一度も会ったこともない企業に物を納品し、その企業を信用し支払を待つということになります。インターネット上で商取引をして代金が払われなかったらどうするのでしょうか。今までであれば手形をもらったり契約書等に印鑑をもらったりしていましたが、電子商取引では証文となるものがないという話になります。裁判所にインターネットの画面や取引履歴をダウンロードして持って行って、実は契約したのでお金

を払ってくださいという訴訟を起こして、裁判において証拠として十分に活用できるのでしょうか。

そういう状況の中で、我々は電子的に確実に管理される新しい権利、電子データに書きこむことで発生し、譲渡され、消滅する新しい権利、電子債権というものを考案したら有効であると考えたのです。

Ⅶ 現在の債権の問題と電子債権のアイデア

我々が電子債権という新しい制度の創設を考えた背景は概ね以上のとおりですが、続いて、なぜ、現在の権利では足りず、電子債権という新しい権利を考えるに至ったのかを説明したいと思います。

売買契約が成立しますと、民法上の指名債権としての売買代金請求権が売主に発生します。そして、先ほど説明しましたように、日本の場合は、商慣習で買主が支払のために手形を振り出すことがあり、手形債権と売掛債権という二つの権利が当事者間に発生します。そして、売主が手形を銀行に持っていき、割り引いてもらって資金を早期に調達するというのが以前の流れでした。

さて、売買契約自体は諾成契約ですので、通常は売りましょう、買いましょう、という約束で既に売掛債権が発生しており、それ自体は目には見えません。また、我が国では、慣習上、債権に譲渡禁止特約が付されることが多く、譲渡禁止特約が付いていますと売掛債権を譲渡することによって資金調達することはできません。また、意思表示によって売掛債権を譲渡することができますので、現時点で売掛債権は存在しているのか、誰の権利なのかということも明らかではなく、債権者が債権を二重に譲渡している可能性も問題になります。

そのため、我が国では、売掛債権の譲渡はあまり盛んに行われていません。債権者が金融機関などに債権を売却することをファクタリングといますが、当然、債権の売却にあたっては、譲受人は自分が債権の権利者になれることが確実であることを求めます。しかし、売掛債権（民法上の指名債権）を確実に譲り受けるためには、法律上、対抗要件を取得したり、二重譲渡がされていないかの確認をしたり、債権譲渡登記が既にされていないかの確認したりといった非常に煩雑な作業が必要

になっており、法的な確実性も弱いのです。

そういう問題があって、民法上の売掛債権のままでその譲渡により金融をつけるというようなことは我が国ではあまり見られず、ファクタリングというような商売自体が少なくなっています。ただ、世界ではイギリスでファクタリングというのが非常に古くから行われて最も盛んに行われています。

他方、企業の資産を全国規模で見ますと、統計（平成14年度法人企業統計）によれば、企業全体で土地の資産規模が166兆円に対して売掛債権の資産規模は169兆円もあり、企業が持っている資産の中では、土地よりも売掛債権の方が大きいというのが実際なのです。そうすると、その売掛債権というものを金融に活用できるなら、土地などを担保にしなくても資金を調達することができることとなります。それなのに、売掛債権は、前述のとおり、債権譲渡の手続が煩雑、法的な確実性が弱いということで、金融には使えずに遊休資産となっているというのが実情なのです。日本の民法の持っている法的な不確実性というものが、金融から見たときに、それを担保にして、あるいはそれを譲渡することによって資金調達するということが非常に困難にしているということなのです。

それでは、昔の人はどうしていたかという、さきほどから説明してきた手形を活用してきたのです。手形という紙に金額と名前と印鑑を押して、必ず払います、払わなければ自分の企業が倒産しても構いませんというような、そういう証文を書いて渡して、目に見えない権利を券面（紙）に結合することで、法的な確実性と譲渡の手軽さを確保したのです。

しかし、その便利な手形が先ほど説明しましたように10年間で約8割もなくなり、ほとんどが金融に活用できない「売掛債権」という形に変わったのです（戻ってしまっただけです）。このことが、バブル経済の崩壊で中小企業を中心に運転資金が足りないという事態、あるいは情報技術の活用による電子化の進展と重なり、この時期に、手形でも、指名債権でもない、企業間の債権の法的再構築が大きな問題になったということなのです。

Ⅷ 新しい金融サービスの誕生と電子債権の着想

こういう状況の中で、平成に入るところから金融機関は「一括決済サービス」という新しい金融サービスを広めていきました。これは非常に優良な企業しか使われていないのですが、例えば大企業が100の支払先に対し毎月100枚の手形を振り出す代わりに、取引銀行に対して100の売掛債権（指名債権）を一括して譲渡（ファクタリング）し、銀行が代わりに各社に対して支払を行い、その後、銀行が大企業に一括して請求するといったサービスです。日本の大企業は非常に多くの下請企業をかかえており、毎月に振り出す手形の枚数も1,000枚を超える企業もあります。このサービスは機能としては手形の振出と割引を一瞬のうちに行っているということになるのですが、手形を振り出す代わりに、銀行に支払ってもらうことで、支払企業は手形の振出に関する手間や費用を削減できるメリットがあります。このサービスを受けられる企業というのはほんの一部の優良な企業だけで、ほとんどの企業というのはこういうサービスを受けることができません。また、こういうサービスを主に提供しているのはメガバンクと大手の信託銀行が中心です。

これが実は地域の金融機関に大変ショックな商品だったと言われています。以前であれば、地域金融機関の支店に下請企業が手形を持ってきてくれ、銀行もそれを通して企業の状況を知ったり、手形の割引手数料によって利益を得たりしていました。しかし、このサービスが出てきてからは、手形が支店に来なくなり、全部、大企業から下請企業へのメガバンクによる送金に取って代わられてしまったのです。急激に手形が地域の金融機関に持ってこられないということで、非常に大きな脅威を地域金融機関に与えたと聞いています。

ところで、この一括決済サービスに対する対抗策という形で、地域金融機関側が開発した商品に「電子手形サービス」というのがあります。インターネット上ですべての手形の発行・裏書・取立・割引等をやっ飛ばすという野心的なサービスです。これは信金中央金庫という信用金庫の中央金融機関が、地域金融機関が今までとおり手形取引を続けられるようにということで、メガバンクに対抗するために開発したサービスです。

これは、「一括決済サービス」にあるような、支払企業のコスト削減のメリットも

備えつつ、様々な企業が自由に使えるといったメリットも備えた商品でした。また、電子商取引の中で電子手形を振り出して決済したり、中小企業が電子手形を使って売掛債権を金融に活用しやすくなり中小企業金融が円滑化するのではないかと考えました。ただ、このサービスは、名前は「電子手形」ですが、法的性質は手形法上の手形ではなく、あくまで民法上の指名債権に基づく商品でしたので、やはり前述した二重譲渡のリスクや対抗要件具備の煩雑さという課題は抱えていました。

これを契機に我々が考えたのは、ではいっそのこと新しい法律をつくって、新しい権利を作ればいいのではないかと。要するに手形は紙だから問題なのでしょう、紙ではない手形をつくれればいいのではないか。売掛債権はなぜファイナンスに使わないかという、二重譲渡がある、つまり目に見えないからでしょう、逆に手形同様目に見えるようにすればいいでしょうということがありまして、そこで手形のメリットと売掛債権のメリットを両方備え、インターネット上、あるいはIT技術を活用した新しい可視性のある権利というものを創設して、それで企業間の権利関係を規律すればいいのではないかというふうに考えるようになりました。

つまり、あるデータセンターの中にデータファイルを作って、手形と同じように、金銭債権の情報を書き込むことによって権利が発生し、譲渡するといったデータを書きこむことによって権利が移転するという新しい種類の権利というものをつくれば、前述した様々な課題を克服することができるのではないかと考えたのです。これが電子債権というものを考えた理由です。インターネット上の商取引で電子債権という権利を振り出して、それで資金決済をする、あるいは電子債権を譲渡するという形でペーパーレスな手形を実現するというようなこともできるようになるのではないかというように考えました。

IX 沖縄電子手形実証実験の実施

以上のような背景で平成16年の4月、5月、6月くらいに電子債権法という新しい法律を構想し、私は非常にいいものだというふうに考えていたのですが、これに対しては政府内外でも批判が多かったのです。

実際問題として、こういう新しい法律を作っても金融サービスで使われることは

ないのではないかと、情報技術はそこまで発達しているのかどうか、そもそもそういう法律にニーズがあるのかという批判です。また、こういう法律は民法や手形法みたいな基本法になりますので、政府では法務省という役所に法律の所管をお願いすることになるのですが、政策を実現するために、基本法を変えることが適切なのかどうかという意見もありました。また、銀行界を中心に、既存の手形システムに対する安心に比して不安が大きいといった御批判も頂きました。その中で、経済産業省としてこれを今後どう進めていくかという話になったときに、沖縄で電子債権の実験をしてみよう、信金中央金庫の電子手形サービスを実際沖縄で実験としてやってみようではないかという話になったのです。

企業はインターネットを使って、信金中央金庫のセンターのサーバーにアクセスし、電子署名を使って電子手形を振り出す。受取人もインターネットでセンターにアクセスして電子手形を受け取る作業を行う。その後、受取人がそれをインターネットを使ってさらに譲渡していき、最後は電子手形センターが、データの記録に基づいて振出人から最終所持人に資金が動くように、銀行に資金決済を依頼して、電子手形が消滅するというものです。インターネットの画面は紙の手形を模しており、手形と同じ記載事項を打ち込み電子署名を付して振り出すのです（電子署名というのは情報セキュリティ技術の一つで、電子データの改竄防止とか、本人確認のための情報技術です。）。

電子手形サービスなどの電子的な債権の譲渡について、こういうサービスが世の中に受け入れられるのかどうか、あるいはこのサービスを題材に、例えば沖縄の方々がどういう評価をされるのか、こういうサービス自体が使えるのか使えないのか、また現行の法律上はどういう課題があるのか、新しく作る電子債権法の中にはどういう事項を盛り込まなければいけないかということ調べてみようということになったのです。信金中央金庫のサービス自体は開発されましたが、実際は稼働しなかったサービスなので、それを実際に使ってみて、今の電子債権法のない社会で、このサービスを実現するとどういう事態になるのかということをお聞きしたいということになりました。電子債権について、机上の空論ではさすがに厳しいという御指摘を受け、それではどこかで電子債権に関する実証実験を行おうと思ったのです。

何故沖縄なのかという話になるのですが、幾つか理由がありました。一つは、沖縄は金融特区を有しており、金融や情報技術に対して非常に前向きな風土があるということが言えます。もう一つは、私の個人的な思いですが、沖縄にメガバンクがなかったというのがあります。要するに実験をするにあたって、その地域の金融機関のほとんどが中に入っていたかないと、このサービス、この実験というのは成功しないのですが、沖縄の場合すべて地元の金融機関が中心になっており、銀行界の協力が非常に得やすかったのです。それと、沖縄が海に囲まれているので、手形が外に出ることがほかの地域よりも少ないというのもあるかと思います。実験をした結果、電子手形が他の県に出てしまうということになりますと、実験範囲が広がります。沖縄の島の中だけでやるということになると、海によって物理的に制限されていますので、手形の移動も物理的に制限されているだろうというような思いがありました。さらに、沖縄の手形交換の場合、船で手形を運搬することもあるといった事情もあります。本島以外で手形が出た場合、沖縄の本島の方に船で手形を持っていき、さらに車で手形交換所に運ぶということが必要になりますので、沖縄の場合、手形の運搬とか決済にかかるコストが他の地域よりもクローズアップされるというような事情もあると聞いていました。そういう意味で、我々にすれば、沖縄が実験をするのに適した環境全てを備えていたのです。

そこで、我々としては沖縄で実証実験をさせていただこうということになったのですが、実証実験の実施自体に対しても内外からの批判も多かったのです。一つは、法律がなくて困るから新しい法律を作ろうという話なのに現行法の下で実験をするというのはちょっとおかしいのではないかという御意見です。また、そもそも金融サービスには「実験」は馴染まない、何億円という資金を実験で動かすということとはあり得ないのではないかとの御意見もありました。さらに、実験の結果、失敗に終わったら法律が出来なくなるのではないか、その場合の責任はどうとるのかという多様な御批判をいただいたんです。また、情報技術がそこまで進んでいるのか、セキュリティ技術が万全なのか、500万円と書いたものが5億円になったり、500億円になったりして、資金決済ができなくなったときにどうなるのかという御批判もありました。

しかし、私が実際にやってみないといけないと思った理由は、一つは、本当に汗

水をたらしめて働いて紙の手形をいただいていた人が、インターネット上の画面で電子手形ですと言われ、それで納得するのだろうか、というのがこれは私の疑問としてあり、自分がやりたい、あるいはやろうとしていることは果たして世の中に受け入れられるのか、商慣習として受け入れてもらえるのかどうかというような思いがありました。また、電子債権という「指名債権」でも「手形」でもない新しい権利を作る際に机上の議論をしては進まないという思いも強くありました。

最終的には何とか皆さんに御理解を頂き、沖縄の方々に非常にお世話になって、実際は無事にサービスの実験を行うことができました。

X 沖縄電子手形実証実験の概要

沖縄電子手形実証実験は、沖縄県銀行協会で決議を頂き、社員銀行が中心になり、信金中央金庫と提携して、平成16年12月から平成17年3月まで実施されました。沖縄県庁、沖縄総合事務局、日本銀行沖縄支店の協力を得て、参加事業会社125社が実取引に電子手形を利用しました。振出件数は511件で振出総額は6億5,000万円でした。

金融機関だけでなく、沖縄県庁、経済産業省等の沖縄の出先機関である沖縄総合事務局という国の機関、日本銀行の沖縄支店に非常に御尽力頂き、参加企業は銀行に推薦していただいて、実際の紙の手形に代えて電子手形の取引をしてもらいました。

沖縄のシンクタンクである財団法人南西地域産業活性化センターに、経済産業省予算事業の委託ということで事業主体になっていただき、実験の様々なサポートをさせていただきました。国で約5,000万円程度の予算を使いまして実験を行い、125社の参加事業会社にヒアリングをし、その他1,000社程度の企業にアンケートを行ったりして、大規模な調査をさせていただきました。最終的に無事にセキュリティー等、問題も全くなく、資金決済もうまくいきました。非常に地元の方に御協力いただいて、実験自体は成功に終わりました。

電子手形サービスを利用した企業へのヒアリングの結果を申しますと、電子手形サービスを利用したいとする企業が約56パーセント、利用したくないとする企業は16パーセントで、約40パーセントほど好意的な意見が上回ったという結果になりました。

した。また、将来こういうサービスは日本で普及しますかという問いに対して、「大半の企業が利用する」や「かなりの企業が利用する」といった解答が約58パーセントを占めており、「それほど利用されないと思う」の約21パーセントを大きく上回る評価を得ました。我々としては基本的にはプラスの評価だったと考えました。

また、参加企業や沖縄の企業の方から多数の意見を頂きました。建設業界のように手形を使っている業界では手形の紛失リスクがなくなり、集金時間や印紙税コストが軽減するなど、非常に利便性があるのではないかという御意見をいただきました。また、先ほど手形の法的性質で説明いたしましたように、手形法では手形は分割することはできないとされていますが、電子手形の場合は1,000万円の受け取った手形を、200万円の手形5枚に分割してそれを流通させるといったことができることから、電子手形には紙ということの限定性にとらわれない便利な使い方ができるとの御意見もいただきました。また、金融機関の店舗に行かなくても資金化できるなど借入事務の効率化ができて便利だという評価もいただきました。

他方、マイナスの評価も寄せられまして、マイナス評価で大きかったのの一つは情報セキュリティーに不安があるというものでした。あるいはこのサービス自体が周知されておらず、紙の方に利便性があるというような御意見をいただきました。我々としては情報セキュリティーとして万全だったと評されるものであったのに、実際使ってみた人からはやはり情報セキュリティーに不安があるというような抽象的な不安が寄せられたのです。

これに対して、私としては、情報セキュリティーというのは心理的な要因によって生じていると考えまして、法律を作るときにはセキュリティーについての安心感に対する措置を組み入れないと普及しないのかなと思いました。また、逆に「紙」の利便性というものをまざまざと知らされたというのが正直な感想でした。紙の手形では誰にでも渡すことは可能ですが、この実験の場合はインターネット上でやりますので、インターネットにアクセスできないと使えませんし、電子署名といった情報技術を使うことができないといけませんので、紙の世界をそのままオンラインで実現はできていないということです。紙の世界では手間隙さえかければ誰のところにでも持っていけるという利便性があるが、電子の世界では情報技術の利用環境によって制約されるということを感じさせられ、我々が電子債権というものを

進めるにあたっては、国の全体的な規模で進めていかないといけないという結論を得ました。

また、電子手形は民法の指名債権という法律構成を取っていますので二重譲渡の不安があるとか、対抗要件の問題、証拠能力の問題の指摘も受けましたが、これらは新しい法律を作らない限りは対応が困難で、逆に作ることは非常に有益であるという確信にもなりました。

我々としては、沖縄で実験をさせていただいて非常に高い評価と成果を得ました。なお、沖縄の実証実験は報告書にまとめてあり、経済産業省のホームページでダウンロードすることができます。

X I 電子債権の概要と立法スケジュール

沖縄の実証実験を行うことが決まって以降、電子債権の取組は、政府内で経済産業省だけでなく、法務省や金融庁といった官庁においても検討を進めていただき、政府全体で電子債権法を取り組もうというような形に大きく成長し、平成16年10月に経済産業省と金融庁と法務省と日本銀行の担当者との間で合意をいたしまして、電子債権法の検討を進めていこうという結論になりました。沖縄では「あの実験はなんだったのだろう、どうなったのだろう」、あるいは「実験に参加したり、アンケートを書いたがどうなったんだろう」という方が多数おられるかと思いますが、実際に我々の政策の実現、法律の制定に向けて非常に参考にさせていただいたということです。

沖縄の実証実験は平成17年3月まで実施させていただきましたが、4月からは金融庁で「情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ」という金融審議会の作業部会を設けていただき、金融システムから見た電子債権のあり方を議論していただきました。その際には沖縄の実験の内容も金融審議会において報告させていただきました。この金融審議会の検討結果は金融庁のホームページに掲載されています。また、5月からは法務省で「電子債権研究会」を設けていただき、法制化に向けての具体的な制度骨子を詰めていく作業をやりました。この法務省の研究会は私も経済産業省を代表して参加させていただきましたが、研究会は先日終了しまして、現在、法務省のホームページに「電子債権の私法上の論点整理」という題名でレポ

ートが掲載されています。

これら一連の検討の結果得られた電子債権の概要はこういうものです。

民間企業が国から電子債権管理機関の資格を取得し、電子債権のサービスを提供します。管理機関はいくつできてかまいません。電子債権は、電子債権管理機関が管理する電子債権原簿に発生登録することで発生し、移転登録されることで移転し、抹消登録されることで消滅するという新しい権利にします。電子債権は指名債権ではありませんから、確定日付等の取得や債権譲渡登記といった指名債権譲渡の対抗要件は必要ありません。電子債権原簿の記載に特別な効果を認め、善意取得や人的抗弁の切断、原簿を信頼して支払った場合には一定の要件により免責されるといった制度も認め、原簿の記載によって迅速安定的確実に権利関係を処理できるようにします。

電子債権は電子手形そのものではありません。手形以外にも様々なサービスに活用できる汎用性のある基本的な法律にしようと考えています。例えばローン債権でも構いませんし、手形のような支払が確実な権利ではなく、まだ金額が変更し得るような売掛金でも構わないと考えています。また、実証実験の成果の中で権利の分割について評価が高かったので、電子債権には分割機能を付加しましょうとか、利用のためには安心性が重要だということで情報セキュリティの確保を図りましょうとか、沖縄の皆さんの声を踏まえて、我々は電子債権制度の骨子というものを考えていったのです。

電子債権法は平成19年の通常国会（概ね毎年1月から開催される国会です。）での成立を目指しています。電子債権の検討は、平成15年くらいから経済産業省の審議会で行っていましたが、沖縄での実証実験が新たな展開をもたらし、これらを受けける形で金融庁と法務省でそれぞれの研究会をしていただいて、今は、さらに新しい段階に入っています。電子債権のビジネスとして具体的にどのようなものが考えられるか、電子債権の管理機関はどうあるべきかということを検討しています。

電子債権法を作るためには、少なくとも法制審議会（法務大臣の諮問機関）で御了承をいただかないといけないので、平成18年2月ころから法制審議会を開催しまして、電子債権法の具体的な条項・内容を審議するという過程を経まして、平成19年の1月ころには条文案ができ、それを平成19年の通常国会に上程して国会で法律と

して御了承いただくという手順を考えています。

こういう形で皆さんの沖縄で実施させていただいた実験を活かした内容で法律というものを作っております。我々としてはできるだけ早く沖縄の皆さんの声を活かした法律というものを作りたいと思っております。こういう形で法律というのは作られていくのかと興味を持っていただき、もし二、三年後に電子債権のサービスみたいなものが出たり、沖縄で実験した内容をうまく活かした商品が出てくると思いますので、関心をもって見守っていただければと思います。本日はどうもありがとうございました。

質疑応答

○質問者

手形小切手制度を中心とする有価証券制度は、二重譲渡や対抗要件具備といった指名債権の持つ欠点を排して発達してきたと理解していますが、それが再び指名債権復活の方向に逆戻りするのではないかという印象を受けました。また、現代はいわゆる証券化（セキュライゼーション）の時代と言われますが、その方向と矛盾しないかという印象もある一方、将来はセキュライゼーションそのものがそういう進み方をするのかなという感じを持ちました。また、紙をなくすことで印紙税を節約することができるのとことでしたが、紙であることと印紙税法上の税金とは関係があるのかということと、融通手形がこれによって減少するのかという点はいかがでしょうか。

○大野

まず、そもそもこの電子債権法は民法学か商法学かという議論があると思いますけれども、今は民法学者と商法学者と共に検討を深めており、民法学者の慶應義塾大学池田眞朗先生が中心になっています。我々は敢えて電子債権を有価証券とは呼ばないでおり、定義としては手形でも指名債権でもないものとさせていただいております。その大きな理由は、我々としては有価証券でも指名債権でもない新しい権利とし、既存の権利が持っている様々な良い面を取り入れたいということにあります。また、券面のない有価証券というのが私法上ありうるのかということと、電子債権を有価証券としますと電子債権管理機関は有価証券を扱っているところになるため、電子債券管理機関の担い手が限定されてしまうといった点もあります。電子債権は有価証券を無券面化して預かっているという法制上の整理では、経済産業省としては制度の担い手が減ってしまうのではないかという危惧を持っています。ただ、これが最終的に法律ができたときに、ペーパーレス化された社債（振替債）やCP（短期社債）との繋がりの中で連続的に位置付けられることも可能かと思えます。将来の講学的な話としては、電子債権が善意取得等を備えることから有価証券との繋がりとして位置づけられることも可能なのではないかとも思えます。

電子債権と印紙税の関係ですが、印紙税法は紙に限られており、情報に課税をする仕組みとなっておりません。現在もペーパーレス化された社債には印紙税はかかっていません。

手形の流通に関しても、恐らく、電子債権が普及していきまると、どんどん減っていく可能性があると思います。しかし、証券化との関係でいけると、電子債権はまさに証券化・流動化の流れに位置付けられ、まさに証券化流動化のリスクやコストを下げるための制度であると考えています。ただ、電子債権制度になったからといって商取引の裏づけのない手形（融通手形）を防ぐことはできないと思っています。

【追記】

その後、法政審と金融審の審議が深まり、「電子登録債券」という仮称で平成19年の通常国会に法案が提出されることとなった。骨格は本校で説明したとおりである。なお、現時点（19年1月）の最新の検討結果としては、「電子債権プログラム－次世代産業金融インフラの構築を目指して－」（経済産業省：電子債権の管理・流通インフラに関する研究会、平成18年3月）、「電子登録債券法制に関する中間試案」（法務省：法政審議会電子債権法部会、平成18年8月1日）、「電子登録債権法（仮称）の制定に向けて～電子登録債券の管理機関のあり方を中心として～」（金融庁：金融審議会、平成18年12月21日）がある。